

## 検疫強化に関する発生国ごとの取り扱いについて

今回の検疫強化の変更による、発生国ごとの検疫対応は以下のとおり。

●別紙1における「(※1) 入管法に基づく入国制限対象地域」から来た船舶または航空機に乗ってきた者

PCR 検査	隔離、停留、待機、公共交通機関の利用
有症者 → 実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ PCR 検査結果               <ul style="list-style-type: none"> <li>・陽性 → 隔離【検疫法に基づく措置】</li> <li>・陰性 → 検疫所長の指定した施設等で14日間待機 公共交通機関の利用不可（要請）</li> </ul> </li> <li>✓ 全員が14日間の健康フォローアップの対象</li> </ul>
無症者 → 実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ <u>PCR 検査判明まで自宅での待機可。(公共交通機関を利用しないよう強く説明)。自宅待機者以外は、検疫所の指定する場所で待機。</u></li> <li>✓ PCR 検査結果               <ul style="list-style-type: none"> <li>・陽性 → 隔離【検疫法に基づく措置】</li> <li>・陰性 → 検疫所長の指定した施設等で14日間待機 公共交通機関の利用不可（要請）</li> </ul> </li> <li>✓ 全員が14日間の健康フォローアップの対象</li> </ul>

●別紙1における「(※2) 検疫強化対象地域」から来た船舶または航空機に乗ってきた者

PCR 検査	隔離、停留、待機、公共交通機関の利用
有症者 → 実施 濃厚接触者※ → 実施  ※状況に応じて実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ PCR 検査結果               <ul style="list-style-type: none"> <li>・陽性 → 隔離【検疫法に基づく措置】</li> <li>・陰性 → 検疫所長の指定した施設等で14日間待機 公共交通機関の利用不可（要請）</li> </ul> </li> <li>✓ 全員が14日間の健康フォローアップの対象</li> </ul>
無症者 → 実施せず	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 検疫所長の指定した施設等で14日間待機</li> <li>✓ 公共交通機関の利用不可（要請）</li> </ul>